

投信窓販業務における約款の一部改訂のお知らせ

令和7年12月16日

当金庫投信窓販業務における約款を、下記の通り一部改訂することとしましたのでお知らせいたします。
 なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

記

1. 改訂する約款の名称

- ①「非課税口座約款」
- ②「未成年者口座および課税未成年者口座約款」

2. 改訂内容

①「非課税口座約款」新旧対照表

(赤字部分変更箇所)

旧	新
1. ～3. (略) 3の2. (略) 3の3. (1) (略) (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、 所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供 があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に 提供 があつた場合には、同日）において設けられます。 3の4. (略) 4. ～16 (略)	1. ～3. (同左) 3の2. (同左) 3の3. (1) (同左) (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、 当該通知書または届出書の提出 があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に 当該通知書または届出書の提出 があつた場合には、同日）において設けられます。 3の4. (略) 4. ～16 (略)
以上 (2025年5月改訂)	以上 (2025年12月改訂)

②「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

(赤字部分変更箇所)

旧	新
第1章～第2章 (略) 第3章 課税未成年者口座の管理 13. ～17. (略) 18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 (追加)	第1章～第2章 (同左) 第3章 課税未成年者口座の管理 13. ～17. (同左) 18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 (1) 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座を廃止いたします。 ①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ②申込者がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③2026年1月1日
19. ～20. (略) 第4章～第5章 (略) 第6章 その他の通則 24. ～26. (略)	19. ～20. (同左) 第4章～第5章 (同左) 第6章 その他の通則 24. ～26. (同左)

旧	新
<p>27. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2024年以後の各年(その年1月1日において申込者が18歳である年に限ります。)の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p> <p>28. (略)</p> <p>29. 契約の終了</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>(追加)</p> <p>③ 申込者が当金庫に対して「未成年者出国届出書」を提出した場合 出国日</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ 申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日までに上記12.(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p>30. ~32. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2025年4月改訂)</p>	<p>27. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2024年以後の各年(その年の1月1日において申込者が18歳である年に限ります。)の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p> <p>28. (同左)</p> <p>29. 契約の終了</p> <p>(同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 上記18.(2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合、租税特別措置法第37条の14の2第20号第2号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>④ 申込者が当金庫に対して「未成年者出国届出書」を提出した場合 出国日</p> <p>⑤ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑥ 申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日までに上記12.(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑦ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑧ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p>30. ~32. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2025年12月改訂)</p>

3. 改訂日

令和7年12月29日(月)

なお、改訂後の約款は、改訂前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
 福井信用金庫 資金証券部資金サポート課
 TEL 0120-294-883
 受付時間/平日 9:00~17:00